

平成 25 年度第 2 回射水市少子化対策推進委員会 議事録

・ 日時 平成 26 年 3 月 4 日(火) 午後 7 時 00 分～午後 8 時 00 分

・ 場所 新湊消防署 3 階 講堂

出席者 委員： 石津孝治、長井睦美、前手政幸、明橋大二、鎌仲徹也、松原穂積
上田雅裕、島井敏子、立浪ゆかり、宮田やす子、山崎京子
小林誠、泉田淳也、焼田充弘、楠井悦子、四間丁千枝

欠席： 清水久義、古谷直樹、中川弘紀、中島英樹

順不同敬称略

事務局 : 12 名

コンサル : 1 名

1 開会

2 あいさつ

石津委員長

3 議事

- (1) 射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果の中間報告（概要）について（資料①）

事務局より説明

(委員長)

ありがとうございます。ただいまの中間報告について何か質問はあるか。

(委員)

詳細な結果は今後まだまだ出てくると思うが、国の子ども・子育て会議で新しい制度が固まってきた。例えば 1 月 15 日の子ども・子育て会議で保育園は標準保育と短時間保育に分けるということも示されている。12 月の調査時点ではそこまでは確定していなかった。そうすると、新しく確定したことに対し、この中で読み取れる部分もあれば読み取れない部分も出てくると思う。もうひとつ、夏休みに子どもを幼稚園で預かってほしいという意見があったが、幼稚園の預かり保育は新しい制度では一時預かりの幼稚園型になると想定されている。そのようにいろいろと制度が動いているので、新しい制度に向けての調査も必要となると思う。最後の結果を出すまでもし、新たなものがあれば考慮していただきたい。

(委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。このアンケートで読み取れない部分について今後調査する見込みはあるのか。

(事務局)

アンケート調査については今回限りと思っている。これから制度が固まり、この 3 月末から 4

月上旬くらいにいろいろな公定価格が出てくる。アンケートを基に事業量を推計し、計画に反映させる形になる。計画は5年ごとに作り直すので、皆様のアンケートから読み取れる意思を推測し、次回に活きると思う。

(委員長)

アンケート結果を基に推測されるということだが、ご意見はないか。

(委員)

推測は推測で良いが、推測だけでは済まないことも出てくると思うので、もう少し国の制度がしっかり決まった段階で考慮していただきたい。

(委員長)

ぜひ考慮していただきたいというご意見である。

(委員)

アンケートの最後に出ている、小学生の高学年4～6年生の学童保育について、来年4月から実施するとされており、現在ほとんどの小学校で定員いっぱいだと思うが、施設なり、子どもを預ける場所はあるのかということが心配である。高学年の放課後児童クラブの利用希望は24.4%が利用したいとしており、低学年の人も子ども教室や放課後児童クラブに入れたら24～25%という数字となっている。施設に余裕はあるのか。

(委員長)

相当数のニーズが予想されるが、その施設の供給についてはどのように考えているのか。

(事務局)

放課後児童クラブの物理的な部屋のことをお尋ねであったが、こちらでも推計を立てており、現段階で、すでに人数が多く部屋の基準面積を超えているところもある。超えているところは計画的に整備していきたいと考えている。

(委員長)

推計したニーズに応じて設備を整備する。他にないか。では、次の議題に移る。

(2) 射水市子ども・子育て支援事業計画の構成(案)及び施策体系(案)について(資料②)
事務局より説明

(委員長)

ただいまの構成(案)および施策体系(案)について何かご意見ご質問はないか。

(委員)

この計画をつくるにあたり、アンケート結果や保護者の皆様のニーズを反映した計画にしたいとの説明があったが、保護者のニーズだけでなく子どもの最善の利益に立った施策の観点も片方に持ちながら計画を立ててほしい。

(委員長)

子どもの最善の利益に立った施策を希望するという意見。これについて何か考えはあるか。

(事務局)

前回の会議でも指摘があったが、子育て支援という観点だけだとどうしても大人の都合でつくられ、保護者の都合で子どもに負担がかかったり、健やかな育ちを阻害することも考えられるの

で、子どもの計画の中では子育ての視点、子ども中心の視点での施策をつくることについても、皆様に相談しながら盛り込みたいと考えている。

(委員長)

子どもの視点についても十分考えていただけるとのこと。これについて、その他に何かないか。

(3) 教育・保育提供区域について (資料③)

事務局より説明

(委員長)

ただいまの区域の説明について質問はないか。

(委員)

新しい子ども・子育て支援について、射水市の委員の皆様のご共通理解について説明させていただきたい。まず、教育・保育の提供ということで、ここでは単純に保育園、幼稚園と区別しているが、幼稚園も保育園も教育はしている。家庭教育という言葉もあるように、言葉としての教育・保育という意味とは少し違う。ここでは法律上の教育・保育という意味での使い分けなのだが、よく勘違いをされ、保育園でも教育をしているという話になる。今度の子育て支援法案は、保護者の多様な選択を保障する。つまり、ある時期に来たら幼稚園へ行かせるしかない、保育園が全然ないなどにならないよう、保護者が「幼稚園を選びたい」、「保育園あるいは認定こども園を選びたい」という多様な選択の保障をするような政策をなささいということで、区域割りをしたものがこの教育・保育提供区域である。

この教育とは何かというと、今度の制度では、幼稚園または認定こども園が教育を提供する場所であり、保育を提供する場所は保育園または認定こども園とする。これは法律上の教育であり一般的な教育ではない。幼稚園か保育園か認定こども園の3つの形を保護者が要望しているなら各地域に市の施策でどう組み合わせるか。無ければ多少の広域入所も認めながら全体を考えるとというのが先ほどのニーズ調査と関係すると私は思っている。

(委員長)

ありがとうございます。委員の説明についてご質問ご意見はあるか。保育所の立場から何かご意見はないか。保育の中に教育があるとされているが、その理解で間違いはないか。

(委員)

はい。

(委員長)

他に意見はないか。この区域案はここで承認を得ると、この区域で原則動いていくのか。ニーズの分析をした後で区域の分割案を変更する可能性はあるのか。これはこれで決定なのか。

(事務局)

事務局でこれが適切であろうと提示したので、それに対して特に異論が無ければこれに基づいて区域ごとに分けてニーズ量の取りまとめをしていく。途中で変更というのは難しい。

(委員長)

この区域が今後の要になっていくわけだがよろしいか。では、区域案を承認いただいたということによいか。ありがとうございます。

(4) 幼稚園部会の開催状況について (資料④)

事務局より説明

(委員長)

幼稚園部会について何かご質問はあるか。

(5) 今後のスケジュールについて (資料⑤)

事務局より説明

(委員長)

今後のスケジュールあるいは進め方について何かあるか。

(6) その他

(委員長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

さまざまなお意見をありがとうございました。冒頭に言えば良かったのだが、この計画は確かに国から示されて国からも量の見込みを推計する方法を示される。基本的な部分は示されてくるが、それに加え射水市として独自の部分、特徴を持った部分を盛り込んでいきたい。説明資料②の基本理念に「めざす子どもの姿を実現させる取り組み方針」ということも入っている。例えばこの辺りで射水市では、子どもたちにどういう姿を求めるのか、そのためにどうすれば良いのかなども、皆様のご意見を踏まえながら計画に盛り込んでいくということも考えていきたい。

基本的な部分は今後子育て支援のための施策としてこういうことが必要だとか、このようなサービスがどのくらいいるのかは当然であるが、それに加えてこういう部分を盛り込んでいきたいと考えている。その点でも皆様のご意見を賜りたいと思っているのでよろしくお願ひしたい。

(委員長)

射水市の特徴に対応する部分について、皆様のご意見を賜りたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

(委員)

今回の新しい子育て支援新制度で私が一番気になるのは、保育や幼児教育に民間企業が参入してくることである。介護保険の現場でも民間企業が入ることによっていろいろなメリットデメリットがあった。射水市では、まかなえる保育園もたくさんあるので、あまり民間企業が入ってくる可能性はないのかと思っていたが、民間企業がどういう基準で選定するのか、その辺りの見通しを聞かせてほしい。

(事務局)

射水市内の教育・保育に係る供給体制は都会とは違ってある程度整っている。地域で現在その部分を担っていただいている学校法人、社会福祉法人の皆様についてもそれぞれ実績をあげていただいている。新しい制度になり株式会社等の参入を拒むことはできないとなっているが、これまできちんと運営してこられた法人の方で十分対応していけると考えている。

(委員)

今の株式会社参入の件は国でも相当討論され、保育園はすでに株式会社が入っているので、保育園に関して、株式会社は入ってはいけないという法律になっていない。幼稚園には学校法人しか入れない。それを一緒にした認定こども園も今度の法律では株式会社は入れない。つまり、すでに入っている保育園は、すでに入っているからだめだと言えないが、学校法人のみの幼稚園はだめだから今後も入れない。認定こども園は学校法人の幼稚園とくっつけたものだから株式会社は入れない。もし株式会社が手を挙げるとしたら、保育園には手を挙げるができる。

(委員長)

ご説明ありがとうございます。射水市ではあまり見込みはないということか。その他、何かあるか。

(委員)

保護者のニーズをいろいろ聞いて対応していくことになるが、子どもたちの最善の利益という観点で見れば、毎日子どもを見ている中で、大人が稼ぐために子どもを置き去りにしている感じを強く受ける。その歪はゲームに走ったり、さみしいので人の家へ行ったり、スポーツ少年団へ入っていけない弱い子どもたちというのが1人でぶらぶらしていることがある。ぜひ子どもたちの最善の利益を入れて検討していただきたい。

(委員長)

子どもたちにそのような現状がある。その視点で検討していただきたい。他には何かあるか。

(委員)

先ほどはひと言で子どもの最善の利益を考慮してほしいとしか言わなかったが、私が最もお願いしたいのは資料②の4章に延長保育、病児・病後児保育の需要が書かれているが、延長保育になると子どもが夜遅くまで保育園にいななければならない。病児保育となると、病気の時も家にいることができない。「できない」と言うと語弊があるかもしれないが、子どもが病気になった時にどのような環境で過ごすことが望ましいかという視点で考えてほしい。この調査にもあったように、父親母親ともに働いている家庭が圧倒的に多い。だからと言って仕事をするなど言っているわけでは決してない。5章にもあるように(5)仕事と子育ての両立支援、ここに力を入れてもらいたい。これは父親母親ともに、子育て世代の就労時間の短縮を考えてもらいたいと事業主さんも参加する会で発言したところ、あなたの考えることはとてもよくわかるが、私たちが会社を守らなくてはならないとの答えだった。確かに事業主さんだけにこれをお願いしても難しいと思うので、公的な支援を射水市は頑張してほしい。射水市の施策として私の言いたかった子どもの最善の利益というのはこのことである。

(委員長)

現状では公的な支援でしか配慮できないということでよろしく願いいたします。

4 閉会

(委員長)

ではどうもありがとうございました。遅い時間、お疲れのところをありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上